

2012年8月9日

各 位

会社名	ソニー株式会社
代表者名	代表執行役 平井 一夫
(コード番号)	6758 東証・大証 第1部
問合せ先	IR部門 部門長 橋谷 義典 (TEL: 03-6748-2111(代表))

## ソネットエンタテインメント株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

ソニー株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、2012年8月9日、取締役会決議により、以下の通り、ソネットエンタテインメント株式会社（東証第一部：コード番号 3789、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権を公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 買付け等の目的等

#### (1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）116,560株（株式所有割合（注）にして45.61%）を保有するとともに、完全子会社である株式会社ソニーファイナンスインターナショナルによる保有分（32,110株、株式所有割合12.57%）と合わせて、対象者株式148,670株（株式所有割合58.18%）（以下「当社保有株式」といいます。）を保有しており、対象者を連結子会社としています。当社は、この度、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、2012年8月9日の取締役会決議により、対象者の発行済普通株式及び本新株予約権（「本新株予約権」については、後記「2. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格」の「② 新株予約権」で定義しております。以下同じです。）の全てを本公開買付けにより取得することを決定いたしました。本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限は設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

（注）対象者の第18期第1四半期報告書（2012年8月7日提出）に記載された2012年6月30日現在の発行済株式総数255,538株に占める割合（なお、小数点以下第三位を四捨五入しています。）です。

また、本公開買付けにより、当社が対象者の発行済株式の全て（当社保有株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかったときは、当社による対象者の完全子会社化（以下「本完全子会社化」といいます。）を推進するため、本公開買付け後に当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施する予定です（本公開買付け及び本株式交換を総称して、以下「本取引」といいます。）。本株式交換の詳細については、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照下さい。

なお、対象者公表の2012年8月9日付「支配株主であるソニー株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、(i) 本公開買付けを含む本取引を通じて当社が対象者を完全子会社化することにより、対象者の企業価値が向上する可能性があること、(ii) 本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）が不公正なものであるとはいえず、むしろ、本公開買付価格は、対象者の直近の株価に対し他の完全子会社化案件に比しても遜色ないプレミアムが付されていること、及び、本公開買付価格が、対象者株式が東京証券取引所に上場された日以降の全ての日における終値を上回っており、ほぼ全ての株主にとって取得価

格よりも高い価格であると考えられること等を勘案し、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。本新株予約権については、対象者及び対象者の子会社の役員や従業員に対するインセンティブとして付与したものであり、当社が本新株予約権を取得しても行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねることとしたとのことです。以上の理由により、対象者は、2012年8月9日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねる旨を決議したとのことです。

## (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

当社グループは、イメージング・プロダクツ&ソリューション、ゲーム、モバイル・プロダクツ&コミュニケーション、ホームエンタテインメント&サウンド、デバイス、映画、音楽、金融及びその他の分野から構成されています。イメージング・プロダクツ&ソリューション分野には、デジタルイメージング・プロダクツカテゴリー（主要製品：コンパクトデジタルカメラ、ビデオカメラ、レンズ交換式一眼カメラなど）及びプロフェッショナル・ソリューションカテゴリー（主要製品：放送用・業務用機器など）が含まれます。ゲーム分野では主としてゲーム機及びゲームソフトの企画・開発・制作・販売などを行っています。モバイル・プロダクツ&コミュニケーション分野には、モバイル・コミュニケーションカテゴリー（主要製品：携帯電話など）及びパーソナル・モバイルプロダクツカテゴリー（主要製品：PCなど）が含まれます。ホームエンタテインメント&サウンド分野には、テレビカテゴリー（主要製品：液晶テレビなど）及びオーディオ・ビデオカテゴリー（主要製品：家庭用オーディオ、ブルーレイディスクプレーヤー/レコーダー、メモリ内蔵型携帯オーディオなど）が含まれます。デバイス分野には、半導体カテゴリー（主要製品：イメージセンサーなど）及びコンポーネントカテゴリー（主要製品：電池、記録メディア、データ記録システムなど）が含まれます。映画分野では主として映画、ビデオソフト及びテレビ番組を含む映像ソフトの企画・制作・取得・製造・販売・配給・放映、音楽分野では主として音楽ソフトなどの企画・制作・製造・販売、アニメーション作品の制作・販売、金融分野では主として生命保険・損害保険ビジネス、銀行業及びクレジットファイナンス事業、その他分野では主としてブルーレイディスク、DVD、CDのディスク製造、メディカル関連機器の製造・販売、ネットワークサービス関連事業、広告代理店事業などを行っています。

現在、エレクトロニクス事業の立て直しは当社の最優先課題であり、2012年4月1日付で発足した新経営体制の下、エレクトロニクス事業を再生し、成長へと転換し、当該事業が映画、音楽、金融事業と同様に安定的に収益貢献するための施策を策定しました。

その重点施策の一つに、コア領域の強化を掲げています。そして、デジタルイメージング、ゲーム、モバイルの3領域をエレクトロニクス事業におけるコア領域と位置付け、投資及び技術開発を集中します。

また、他の重点施策として、事業ポートフォリオの見直し/経営の更なる健全化を掲げております。事業の選択と集中を加速し、コア/新規領域に向けた投資を強化します。投資に関しては、コア領域におけるM&Aなどの戦略投資を積極的に検討しています。また、前述のコア領域の強化、成長領域への経営資源の移行を行っていくために、事業ポートフォリオの組み替えに加え、本社組織・事業子会社・販売体制を適切に再構築し、経営の更なる健全化を図っていきます。

対象者グループは、主要事業である「S o n e t（ソネット）」ブランドによるインターネット接続サービスの提供及び、会員向けポータルサイトやPC・携帯向けオンラインゲームをはじめとした各種ウェブコンテンツの提供を行っています。また、インターネット広告ソリューションの提供や法人向けにネットワークやハウジング、課金・認証機能等を提供するソリューションサービス及びインターネットを使用した医療ヘルスケア分野におけるマーケティング支援等の事業も営んでおります。対象者も、当社グループとしてのビジョン及びコンセプトを共有した上で、ネットワーク事業では「光（F T T H）」の接続サービスを中核と位置付け、市場ポジションの確立を目指しております。「ソリューションサービス」は、接続サービスの強みを活用した

事業ドメイン（＝バリューチェーン）と位置付けております。メディア・エンタテインメント事業では「オンラインゲーム」を中核へと育成する事業として明確に位置付け、規模拡大を重視した事業展開により、その成長を加速しております。「広告」は、接続及びゲーム事業の資産を活用した事業ドメイン（＝バリューチェーン）と位置付けております。

当社と対象者は、1995年の対象者の設立当初から、当社グループの提供するエレクトロニクス製品等やコンテンツ及びその他のサービスと、対象者の接続サービスやポータルサービス、課金・決済等のプラットフォームについて連携を図るなど、当社グループの一員として連携を深めてきました。当社は、インターネット業界における事業環境の変化のスピードに鑑み、対象者がより独立性を高め、独自の運営形態・成長戦略により、その企業価値を向上させていくことがグループ経営の観点からより望ましいとの考えのもと、2005年12月に東京証券取引所マザーズにおいて対象者株式を株式公開し、その後対象者は2008年1月に東京証券取引所市場第一部上場を果たしております。しかし、当社グループを取り巻く事業環境は、劇的かつ急速な変化を続けております。2011年に東日本大震災及びタイの洪水ならびにユーロ圏金融市場混乱の影響を受け、大きく悪化した先進国経済は、米国及び日本に一部回復の兆しが現れたものの、ユーロ圏危機の継続などにより、景気回復の先行きは依然不透明な状況であります。戦略実行のスピードを上げ、更なる総合力の発揮に向けてあらゆる手を打たなければ、今後のグローバル競争に打ち勝つことは困難になっております。

この急激な環境変化の中で、当社は新経営体制の下でコア領域の強化、成長領域への経営資源の移行を進めておりますが、中でもネットワークサービスは、当社が有するハードウェア及びコンテンツの魅力を高めるために欠かせない事業となっております。具体的な取り組みの一つとして、当社では、米国に本拠をおく、Sony Network Entertainment International LLC（以下「SNEI」といいます。）を当社自身が運営するネットワーク事業の中心に位置付けておりますが、SNEIの提供するサービスを強化・成長させていくために、当社の様々なハードとの連携や当社グループが既に保有している映画、音楽、ゲームといったコンテンツ資産の積極的な活用に加え、お客様にとって魅力的で新しいメディア・エンタテインメントコンテンツを開発・拡充していくことが重要となっております。特に、コア領域の一つとして定めているモバイル事業においては、この重要性が大変高いものとなっております。対象者とは、これまでも当社グループの一員として、対象者が開発したサービスを当社のハードに搭載する等、様々な連携を図ってまいりましたが、この連携を一層強化しスピーディな事業展開を行っていくことが、益々重要になっております。このような環境下、親会社、子会社及び孫会社の関係にある当社、対象者、及び対象者の主要子会社であるエムスリー株式会社（以下「エムスリー」といいます。）が共に上場している現状がある中で、当社と対象者の親子上場関係を解消することにより、当社はコア領域の強化、成長領域への経営資源の移行を一層進めやすくなり、更なる価値の顕在化が進められると考えております。

こうした中で、当社と対象者は、2012年3月2日の当社からの提案を契機として、両社の企業価値をさらに向上させることを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。

その結果、当社及び対象者は、本取引を通じて当社が対象者を完全子会社化することにより、グループ・シナジーの最大化を実現していくことが、対象者の企業価値の向上のみならず、当社グループ全体の企業価値向上のために非常に有益であるとの結論に至りました。

今後、当社は対象者を完全子会社化し、更に連携を深めていくことで、次のようなシナジーの実現を目指します。

- ① 対象者の通信サービス構築、顧客獲得、運営ノウハウ、及び対象者が有するバックボーン、データセンター等のインフラを当社グループ内で広く活用し、当社グループ内の各種ネットワークサービスをより強固なものとするとともに、日本及びアジアにおけるクラウドサービスやインタラクティブなエンタテインメント体験の構築に寄与する。
- ② 対象者の子会社等に代表される、新規インターネット事業インキュベーションのノウハウを活用することにより、当社グループ内における新たなネットワークサービスの創出、成長を加速させる。
- ③ 当社が開発する各種モバイル機器・ネットワーク対応機器において、当社と対象者が商品・サービス開

発の初期段階から連携することで、多様化するお客様のニーズに応じたきめ細かい商品・サービスの提供を可能とし、収益機会の拡大を図る。

- ④ 当社の販売網やユーザーベースの活用等を通じ、対象者の顧客獲得力の一層の強化を図るとともに、当社の商品と対象者のネットワークサービスを組み合わせた特徴あるソリューションの提供を行う。
- ⑤ 対象者において、LTE を始めとする先端のネットワーク技術を用いたサービスを提供し、当社が今後開発していく最先端のネットワーク対応機器と組み合わせることで、競合他社との差異化を図る。
- ⑥ 対象者の通信サービス基盤、クラウドサービス等を当社グループ内で広く活用することにより、当社グループ全体としてのコスト削減効果に寄与する。
- ⑦ 対象者グループの医療ヘルスケア分野におけるマーケティング支援事業を営む上場会社であるエムスリーについては、経営の自主性・中立性を尊重しつつ、当社グループとして、医療機関向けクラウドサービス、消費者向け医療ポータルサービス、健康志向のコンシューマー・エレクトロニクス製品の共同開発等の分野での協業可能性を積極的に検討していく。

これらの施策を実現するために、当面は対象者を独立の事業体として維持しつつ、完全子会社化を機に日本及びアジアにおける当社グループのネットワークサービス事業の核の一つと位置付け、当社のネットワークサービスプラットフォームの国内及びアジア展開を推進していくように、今後更に検討を進めていきます。

対象者が有する事業ポートフォリオにつきましては、本完全子会社化完了後に、当社グループ全体の戦略の中で見直しを行う可能性があります。現時点で具体的な変更計画はございません。また、対象者の経営陣及び従業員につきましては、本完全子会社化後も当面これまで通り継続して対象者の事業運営にあたることを考えています。

なお、取引のストラクチャーにつきましては、当社は、当初、当社の普通株式を対価とする株式交換によって対象者を完全子会社とすることを提案しておりました。その後、当社及び対象者の近時の事業及び経営環境等も勘案の上、対象者の株主の皆様が受け取る対価の選択肢を増やすことで、より多くの株主の皆様から対象者の完全子会社化にご賛同を頂けることは望ましいことであり、対象者の株主の皆様に対して現金か当社の株式を選択する機会をご提供することにも一定の合理性があると判断し、株式交換に先立って公開買付けを実施することを提案し合意するに至りました。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者が本日現在において当社の連結子会社であることを勘案し、当社及び対象者は、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得等

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、当社のフィナンシャル・アドバイザーでもある J P モルガン証券株式会社（以下「J P モルガン証券」といいます。）から 2012 年 8 月 8 日に提出された株式価値算定書（以下「算定書」といいます。算定基準日：2012 年 8 月 6 日）を参考にいたしました。なお、J P モルガン証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していません。

J P モルガン証券が、算定書において対象者株式の価値を算定するために用いた手法は、市場株価平均法、類似企業比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）です。対象者全体に対して相対的に大きい価値を有するエムスリーの株式及び株式会社ディー・エヌ・エーの株式（以下「ディー・エヌ・エー株式」といいます。）を対象者が保有していることを考慮の上、それぞれの手法を用いて算定書において示された対象者株式の 1 株当たりの価値の範囲は、以下の通りです。

(a) 市場株価平均法：305,225 円～327,000 円

市場株価平均法では、2012 年 8 月 6 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者

株式の基準日終値（327,000円）、直近1ヶ月間の終値平均値（325,350円）、直近3ヶ月間の終値平均値（305,225円）及び直近6ヶ月間の終値平均値（308,764円）を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を、305,225円～327,000円と分析しております。

(b)類似企業比較法：424,008円～597,363円

類似企業比較法では、対象者の事業全部の価値のうち連結子会社エムスリーの事業の価値及び対象者が投資有価証券として保有するディー・エヌ・エー株式会社からの受取配当金の価値を除いた部分（以下「対象事業価値」といい、対象者の事業のうちこれに対応する範囲の事業を「対象事業」といいます。）に関しては、対象事業と事業内容等が比較的類似すると考えられる上場企業を選定してその市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて事業価値を分析するとともに、エムスリーの事業の価値及びディー・エヌ・エー株式の価値に関してはそれぞれの株式に関する市場株価をベースに評価を行い、対象事業価値とエムスリーの事業の価値及びディー・エヌ・エー株式の価値とを合算することにより、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を、424,008円～597,363円と分析しております。

(c)DCF法：533,308円～635,147円

DCF法では、対象事業価値に関しては、対象者の2013年3月期以降の事業計画における収益や投資計画、対象者のマネジメントに対するインタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象事業が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、対象事業の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて事業価値を分析するとともに、エムスリーの事業の価値及びディー・エヌ・エー株式の価値に関してはそれぞれの株式に関する市場株価をベースに評価を行い、対象事業価値とエムスリーの事業の価値及びディー・エヌ・エー株式の価値とを合算することにより、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を、533,308円～635,147円と分析しております。

当社は、JPモルガン証券から取得した算定書に記載された算定内容・結果を踏まえつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、本公開買付け価格（案）を567,500円と算定しました。そして、当社は、2012年8月9日に、JPモルガン証券より、以上の経緯により算定された本公開買付け価格（案）567,500円は、一定の前提条件の下、当社にとって財務的見地より公正である旨のフェアネス・オピニオンを受領し、2012年8月9日、取締役会決議により本公開買付け価格を567,500円と決定いたしました。

本公開買付け価格である1株当たり567,500円は、当社による本公開買付けの公表日の前営業日である2012年8月8日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の普通取引終値331,000円に対して71.5%（小数点以下第二位を四捨五入、以下本項の%の数値において同じです。）、過去1ヶ月間（2012年7月9日から2012年8月8日まで）の普通取引終値の単純平均値325,864円（小数点以下切捨て、以下本項の円の数値において同じです。）に対して74.2%、過去3ヶ月間（2012年5月9日から2012年8月8日まで）の普通取引終値の単純平均値305,786円に対して85.6%、過去6ヶ月間（2012年2月9日から2012年8月8日まで）の普通取引終値の単純平均値308,972円に対して83.7%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

なお、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、対象者の取締役又は従業員等に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、対象者の役員又は従業員等の地位と関連した条件が設けられております。また、本新株予約権の新株予約権者が、本新株予約権を譲渡（本公開買付けにおける売付けを含みます。）するには、対象者取締役会の承認を要するものとされております。当該条件及び当該譲渡制限により、当社は、本新株予約権を本公開買付けにより買い付けた上で行使することはできないと解されることから、本新株予約権の買付価格は1個当たり1円と決定いたしました。

（注）上記に関連して、当社の依頼を受けて算定書及びフェアネス・オピニオンの作成及び提出を行ったJPモルガン証券から、開示・免責事項に関して補足説明を受けております。その詳細は、以下の記載をご参照下さい。

JPモルガン証券は、2012年8月9日付のフェアネス・オピニオン及び2012年8月8日付の株式価値算定書

(以下「意見書等」と総称します。)のそれぞれの作成・提出及びその基礎となる株式価値の算定を行うにあたり、公開情報、公開買付者若しくは対象者から提出を受けた情報及びその他 J Pモルガン証券が検討の対象とした一切の情報について、それらが全て正確且つ完全であることを前提としてこれらに依拠し、その正確性・完全性については独自の調査を行っておりません。また、J Pモルガン証券は、意見書等の作成等にあたり、対象者の株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で J Pモルガン証券に対して未開示の事実はないことを前提としております。

J Pモルガン証券は、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、対象者及びその関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)に関して独自の評価又は鑑定を行っておりません。また、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での対象者の信用力についての評価も行っておりません。

J Pモルガン証券は、公開買付者及び対象者の経営陣によって提出された又はそれらに基づき算出された財務分析及び予測に依拠するにあたり、かかる分析及び予測が、それに関連する公開買付者及び対象者の将来の事業見通しや財務状況について、意見書等の作成日現在において両社の経営陣による最善の予測及び判断に基づいて合理的に作成されていることを前提としております。なお、J Pモルガン証券は、かかる分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明していません。

意見書等は、その作成日現在において J Pモルガン証券が入手している情報及び同日現在の経済、金融、市場、及びその他の状況に基づくものであり、その後の事象により意見書等に記載される意見及び算定結果は影響を受けることがあります。J Pモルガン証券は、そのような場合であっても意見書等の内容を修正、変更又は補足する義務を負うものではありません。意見書等は、本公開買付価格(案)が公開買付者にとって財務的見地から公正であることについて意見表明するにとどまり、公開買付者のあらゆる種類の有価証券の保有者、債権者、その他の構成員にとって本公開買付けが公正であることについて意見を述べるものではありません。また、意見書等は本公開買付けを含む公開買付者によるいかなる取引実行の是非について意見を述べるものではありません。意見書等は、公開買付者の取締役会が本公開買付けにおいて対象者の株式価値を検討するにあたっての情報提供の目的で J Pモルガン証券から提供されたものであり、他のいかなる者もこれに依拠することはできません。意見書等は、対象者の普通株式を保有する株主が本公開買付けに関してどのように行動すべきかを推奨するものでもありません。J Pモルガン証券は、対象者の普通株式について、意見書等の作成日以降の将来どのような価格で取引されるかという点について何ら意見を表明していません。明示的に意図されている場合を除き、意見書等の内容は、将来起り得る取引、又は支配権の変更等が発生する若しくはその可能性を伴う取引による影響を考慮したものではありません。J Pモルガン証券は、法務、税務及び会計等の事項にかかる専門家ではなく、それらの点については公開買付者の外部アドバイザーから助言を得てその判断に依拠しております。

J Pモルガン証券は、本公開買付けにおける公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーであり、その業務の対価として公開買付者から報酬を受領しております。また、公開買付者は、J Pモルガン証券が公開買付者から委託されて行う業務から生じ得る一定の責任について J Pモルガン証券に補償することに同意しております。また、J Pモルガン証券及びその関連会社は、公開買付者に対して、投資銀行業務サービスを現在まで適宜提供してきており、これらの投資銀行業務サービスに関して報酬を受領しております。

J Pモルガン証券又はその関連会社は、その通常の業務において、公開買付者又は対象者の株式又は債券等の有価証券について自己勘定取引及び顧客勘定取引を行うことがあり、したがって、J Pモルガン証券又は関連会社は、随時これらの有価証券の買持ちポジション又は売持ちポジションを保有する可能性があります。

## ② 対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、その意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を担保し、意思決定の恣意性を排除する観点から、2012年6月20日、対象者及び当社からの独立性の高い以下の委員から構成される第三者委員会を設置した上、第三者委員会に以下の事項(以下「本件委嘱事項」といいます。)を委嘱することを決定したとのことです。

### 【委員】

- ・ 委員長 三尾 徹(対象者社外取締役)  
(現職) 株式会社ミオアンドカンパニー 代表取締役  
オクト・アドバイザーズ株式会社 代表取締役
- ・ 委員 堀 裕(有識者)  
(現職) 国立大学法人千葉大学理事・副学長  
内閣府・公益認定等委員会 委員  
千葉大学法科大学院客員教授

- ・ 委員 服部 暢達（有識者）  
（現職）早稲田大学大学院ファイナンス研究科客員教授
- ・ 委員 相内 泰和（対象者社外監査役・独立役員）  
（現職）ドイツ銀行 日本における代表者兼東京支店長

【本件委嘱事項】

- ① 本公開買付けについて、対象者取締役会が賛同の意見を表明すべきか否かを検討し、対象者取締役会に勧告を行うこと
- ② 本公開買付けに関する意見表明に係る賛同決議を対象者取締役会が行うことが、対象者の少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、対象者取締役会に意見を述べること

第三者委員会は、2012年6月26日より同年8月8日まで合計5回開催され、本件委嘱事項についての協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、対象者並びに三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）及び森・濱田松本法律事務所から、対象者の事業計画、株式価値算定書その他の関連資料等の開示及び当社の提案内容等の説明を受け、質疑応答を行っております。かかる協議及び検討の結果、対象者は、第三者委員会より同年8月9日付で以下の内容の答申を受領したとのことです。

・ 本件委嘱事項①について

本公開買付けについて、対象者の取締役会が賛成する意見を表明することは相当であると思料する。また、対象者の取締役会が、対象者株式について、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨するとの意見を表明することは相当であると思料する。

・ 本件委嘱事項②について

本公開買付けに関する決議を対象者の取締役会が行うことが、対象者の少数株主にとって不利益なものであるとはいえないと思料する。

第三者委員会から受領した答申書によれば、第三者委員会が上記の各意見を対象者取締役会に答申する上で、考慮した主要な要素は以下の通りであるとのことです。

- (i) 本公開買付価格は、対象者の直近の株価に対し過去の完全子会社化案件に比して遜色ないプレミアムが付されており、また、対象者株式が東京証券取引所に上場された日以降の全ての日における終値を上回っていること
- (ii) 本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件は、当社と対象者との間で独立当事者間と認められる協議・交渉が複数回行われた結果に基づくものであること
- (iii) 本公開買付価格は、対象者側財務アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券による、DCF分析による対象者株式の価値のレンジには含まれていないものの、類似企業比較分析による対象者株式の価値のレンジに含まれ、また、市場株価分析による対象者株式の価値のレンジの上限を超えており、本公開買付価格の公正性が確保されていると考えられること
- (iv) 当社との交渉過程において、対象者の株主に対して現金か当社の株式を選択する機会を付与するため、当社の株式を対価とする株式交換に先立って、現金を対価とする本公開買付けを実施するスキームとされたこと、対象者における本公開買付けに関する検討及び決定過程において公正性担保のための手続が採られていること、並びに本公開買付けにおける買付け等の期間が比較的長期間に設定されていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること

第三者委員会の各委員はいずれも、当社との間で利害関係を有しておらず、対象者は、第三者委員会の各委員は本取引に関し対象者の少数株主と利益は相反していないと考えているとのことです。

### ③ 対象者による株式価値算定書の取得

対象者は、本公開買付価格の評価を行うにあたり、その公正性を担保すべく、対象者及び当社から独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対して対象者の株式価値の算定を依頼し、2012年8月9日付で三菱UFJモルガン・スタンレー証券から株式価値算定書を取得したとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券による対象者の株式価値の算定結果は、以下の通りとのことです。

市場株価分析	:	1株当たり株式価値	305,786円～331,000円
類似企業比較分析	:	1株当たり株式価値	551,433円～731,971円
DCF分析	:	1株当たり株式価値	702,484円～1,030,956円

市場株価分析では、2012年8月8日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日の終値(331,000円)、直近1ヶ月の終値平均値(325,864円)及び直近3ヶ月の終値平均値(305,786円)を基に、対象者株式1株当たりの価値の範囲を305,786円から331,000円までと分析しているとのことです。

類似企業比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、対象者株式1株当たりの価値の範囲を551,433円から731,971円までと分析しているとのことです。

DCF分析では、対象者の事業計画、対象者のマネジメントに対するインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した2013年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの価値の範囲を702,484円から1,030,956円までと分析しているとのことです。対象者の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。なお、対象者株式価値の構成要素であるエムスリー株式の株式価値について、上記では税効果を考慮していませんが、参照情報として税効果を考慮した場合、DCF分析に基づく対象者株式1株当たりの価値は、537,780円から753,253円までと分析しているとのことです。

(注)上記に関連して、対象者の依頼を受けて株式価値算定書の作成並びに提出を行った三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、開示・免責事項に関して補足説明を受けているとのことです。その詳細は、以下の記載をご参照下さい。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、上記の株式価値算定書の提出及び株式価値算定書における対象者の株式価値の分析・算定に際し、対象者から提供を受け又は対象者と協議した情報、三菱UFJモルガン・スタンレー証券が検討の対象とした又は三菱UFJモルガン・スタンレー証券のために検討されたその他一切の情報、及び一般に公開された情報が、全て正確かつ完全なものであること、また対象者の株式価値の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実で三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対して未開示の事実はないことを前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません(また、独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません)。

また、対象者とその関係会社の資産及び負債(簿外資産、負債、その他偶発債務を含みます)に関して独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関からの鑑定又は査定の提供を受けておりません。加えて、対象者の事業、業務、財務状況、見通し及びシナジー効果に関する情報については、対象者の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。そして、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、かかる分析若しくは予測(シナジー効果を含みます)又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。

なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の株式価値算定書及び分析は、対象者の取締役会の参考のためのみに提出されたものであり、対象者の取締役会が本公開買付けの検討に関して使用するためその便宜のためにのみ作成されており、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできません。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本公開買付価格が対象者の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見を表明するものではなく、対象者の株主に対して、本公開買付けに関して応募すべきか否かについて何らかの意見表明や推奨を行うものではありません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券の株式価値算定書及び分析は、同算定書の日付前日の金融、経済、為替、市場その他の条件及び情勢を前提としており、かつ、同日現在において三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手可能な情報に基づくものです。分析の基準時以降に発生する事象が分析の内容に影響を与える可能性があり、あるいは当該時点において分析の内容に与える影響が明らかではない事象がありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証

券は、その分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。

本公開買付けに関し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、そのサービスに対し、対象者からその相当部分について本公開買付けの完了を条件とする手数料を受領いたします。

#### ④ 法律事務所からの助言

対象者は、対象者及び当社から独立した対象者の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本公開買付けに関する手続の適法性、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程の公正性についての助言を受け、当社が提案した本取引を対象者が受け容れるための条件、本公開買付けの具体的な条件及び手続、実施時期等の諸条件について慎重に検討したとのことです。

#### ⑤ 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

対象者は、当社からの本取引に関する説明、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書、森・濱田松本法律事務所からの法的助言、第三者委員会の答申の内容等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討したとのことです。

その結果、対象者は、(i)本公開買付けを含む本取引を通じて当社が対象者を完全子会社化することにより、対象者の企業価値が向上する可能性があること、(ii)本公開買付価格が不公正なものであるとはいえず、むしろ、本公開買付価格は、対象者の直近の株価に対し他の完全子会社化案件に比しても遜色ないプレミアムが付されていること、及び、本公開買付価格が、対象者株式が東京証券取引所に上場された日以降の全ての日における終値を上回っており、ほぼ全ての株主にとって取得価格よりも高い価格であると考えられること等を勘案し、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。本新株予約権については、対象者及び対象者の子会社の役員や従業員に対するインセンティブとして付与したものであり、当社が本新株予約権を取得しても行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねることとしたとのことです。以上の理由により、対象者の取締役7名のうち、後記の栗原宏氏及び石黒美幸氏を除く取締役5名の全員一致により、対象者は、2012年8月9日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねる旨を決議したとのことです。

また、当該取締役会では、対象者の監査役3名のうち、後記の角文雄氏を除く監査役2名はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、当社から本完全子会社化に関する提案がなされた2012年3月2日以降、対象者の取締役7名のうち、当社の従業員である栗原宏氏及び当社の法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所所属している石黒美幸氏は、本取引について、利益が相反するおそれがあることから、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記取締役会における本公開買付けに関する意見表明に係る審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議・交渉には参加していないとのことです。また、対象者の監査役3名のうち、当社の従業員である角文雄氏は、本取引について、利益が相反するおそれがあることから、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記取締役会における本公開買付けに関する意見表明に係る審議に参加しておらず、当該取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えているとのことです。

#### ⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社と対象者は、当社以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っていません。

なお、当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「本公開買付期間」といいます。）を、法

令に定められた最短期間である20営業日より長い29営業日に設定しています。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、前記「(1) 本公開買付けの概要」に記載の通り、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本取引により、対象者の発行済株式の全て（当社保有株式を除きます。）を取得する予定です。なお、当社保有株式148,670株（株式所有割合58.18%）のうち、当社の完全子会社である株式会社ソニーファイナンスインターナショナルが保有する対象者株式32,110株（株式所有割合12.57%）については、後記「(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に記載の通り、同社を吸収分割会社とする会社分割によって、本公開買付け期間の終了後、本株式交換の効力発生日までに承継する予定です。

具体的には、本公開買付けにより、当社が対象者の発行済株式の全て（当社保有株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかったときは、当社及び対象者は、本公開買付け後に、本株式交換を行うことにより、当社が対象者の発行済株式の全て（当社保有株式を除きます。）を取得することを企図しています。

これは、対象者の少数株主の皆様に対して、本公開買付け価格で保有株式をご売却いただくことでより早期の金銭による対価を受領する機会をご提供するとともに、引き続き当社グループの事業に投資していただけるよう、その後に予定している本株式交換によって新たに当社の株主となっていただくという選択も可能としたものです。

本株式交換においては、対象者の少数株主の皆様が保有する対象者株式の対価として当社株式を交付することを予定しており、法定の必要手続を踏むことにより、本公開買付けに応募されなかった対象者株式を含む対象者の全株式（本株式交換の効力発生の直前の時点において当社が保有している対象者株式を除きます。）は全て当社株式と交換され、当社株式1株以上を割り当てられた対象者の少数株主の皆様は、当社の株主となります。本株式交換は、その効力発生日を遅くとも2013年1月頃を目途に設定して実施する予定です。

なお、本株式交換は、会社法第796条第3項本文に定める簡易株式交換により、当社における株主総会の承認を受けずに実施される予定です。また、本株式交換は、法定の条件を満たすことにより、会社法第784条第1項に定める略式株式交換により、対象者における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。

本株式交換における株式交換比率は、その公正性及び妥当性を確保するため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関による株式交換比率の算定結果を参考に、本公開買付け終了後に当社と対象者がそれぞれの株主の皆様が利益に十分配慮して協議の上で決定することを予定しておりますが、本株式交換により対象者の少数株主の皆様が受け取る対価（当社株式。ただし、受け取るべき株式の数に1株未満の端数がある場合、当該端数部分については、会社法に基づき金銭の分配となります。）を決定するに際しての対象者株式の評価は、本公開買付け価格と同一の価格にする予定です。本株式交換に際しては、完全子会社となる対象者の少数株主の皆様は、会社法その他関連法令の定めに従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができます。この場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該上場廃止基準に該当しない場合でも、その後、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の通り、本株式交換により当社は対象者を当社の完全子会社とすることを企図していますので、かかる手続が実行された場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

#### (6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社の完全子会社である株式会社ソニーファイナンスインターナショナルは、その保有する対象者株式

32,110株（株式所有割合12.57%）について、本公開買付けに応募する予定はありません。なお、当社は、株式会社ソニーファイナンスインターナショナルが保有する当該対象者株式について、同社を吸収分割会社とする会社分割によって、本公開買付け期間の終了後、本株式交換の効力発生日までに承継する予定です。当該会社分割の対価は交付の有無を含め未定ですが、本公開買付け価格を上回らない内容とする予定です。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 名 称	ソネットエンタテインメント株式会社	
② 所 在 地	東京都品川区大崎二丁目1番1号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 吉田 憲一郎	
④ 事 業 内 容	ネットワーク事業、メディア・エンタテインメント事業	
⑤ 資 本 金	7,969百万円（2012年3月31日現在）	
⑥ 設 立 年 月 日	1995年11月1日	
⑦ 大株主及び持株比率 （2012年3月31日現在）	ソニー株式会社	45.61%
	株式会社ソニーファイナンスインターナショナル	12.56%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.39%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3.16%
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2.72%
	ザ チェース マンハッタン バンク 385036 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	1.27%
	バンク オブ ニューヨーク ヨーロッパ リミテッド 131705 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	1.15%
	ビービーエイチ ルクス フィデリティ ファンズ パシフィック ファンド(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	0.92%
	エイチエスビーシー ファンド サービスィズ クライアンツ アカウント 500(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	0.71%
	ザ バンク オブ ニューヨーク トリーティー ジャスデック アカウント(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	0.67%
⑧ 上場会社と対象者の関係		
資 本 関 係	当社は対象者の発行済株式総数（255,538株）の58.18%に相当する148,670株を直接又は間接的に所有しております。	
人 的 関 係	当社従業員2名が対象者の取締役、社外監査役にそれぞれ就任しております。	
取 引 関 係	当社は対象者からサーバ・ハウジングサービスの提供を受けております。また、特許権実施許諾等によるロイヤルティを受け取っております。また、両社は、相手方及びその子会社が保有する知的財産権の相互利用に係る包括的なクロスライセンス契約を締結しております。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。	

## (2) 日程等

### ① 日程

取締役会決議	平成24年8月9日(木曜日)
公開買付開始公告日	平成24年8月10日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公開買付届出書提出日	平成24年8月10日(金曜日)

### ② 届出当初の買付け等の期間

平成24年8月10日(金曜日)から平成24年9月20日(木曜日)まで(29営業日)

### ③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成24年9月21日(金曜日)までとなります。

## (3) 買付け等の価格

### ① 普通株式1株につき、金567,500円

### ② 新株予約権

イ 平成19年11月16日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権

1個につき、金1円

ロ 平成20年11月19日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権

1個につき、金1円

ハ 平成21年11月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権

1個につき、金1円

ニ 平成22年11月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権

1個につき、金1円

ホ 平成23年8月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(行使期間が平成23年9月14日から平成53年9月13日までであるもの。)

1個につき、金1円

ヘ 平成23年8月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(行使期間が平成25年8月26日から平成33年8月25日までであるもの。以下イないしへの新株予約権を「本新株予約権」と総称します。)

1個につき、金1円

## (4) 買付け等の価格の算定根拠等

### ① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、当社のフィナンシャル・アドバイザーでもあるJPMorgan証券から2012年8月8日に提出された算定書を参考にいたしました。なお、JPMorgan証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していません。

JPMorgan証券が、算定書において対象者株式の価値を算定するために用いた手法は、市場株価平均法、類似企業比較法及びDCF法です。対象者全体に対して相対的に大きい価値を有するエム

スリーの株式及びディー・エヌ・エー株式を対象者が保有していることを考慮の上、それぞれの手法を用いて算定書において示された対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、以下の通りです。

(a) 市場株価平均法：305,225円～327,000円

市場株価平均法では、2012年8月6日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日終値(327,000円)、直近1ヶ月間の終値平均値(325,350円)、直近3ヶ月間の終値平均値(305,225円)及び直近6ヶ月間の終値平均値(308,764円)を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を、305,225円～327,000円と分析しております。

(b) 類似企業比較法：424,008円～597,363円

類似企業比較法では、対象者の事業全部の価値のうち対象事業価値に関しては、対象事業と事業内容等が比較的類似すると考えられる上場企業を選定してその市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて事業価値を分析するとともに、エムスリーの事業の価値及びディー・エヌ・エー株式の価値に関してはそれぞれの株式に関する市場株価をベースに評価を行い、対象事業価値とエムスリーの事業の価値及びディー・エヌ・エー株式の価値とを合算することにより、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を、424,008円～597,363円と分析しております。

(c) DCF法：533,308円～635,147円

DCF法では、対象事業価値に関しては、対象者の2013年3月期以降の事業計画における収益や投資計画、対象者のマネジメントに対するインタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象事業が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、対象事業の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて事業価値を分析するとともに、エムスリーの事業の価値及びディー・エヌ・エー株式の価値に関してはそれぞれの株式に関する市場株価をベースに評価を行い、対象事業価値とエムスリーの事業の価値及びディー・エヌ・エー株式の価値とを合算することにより、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を、533,308円～635,147円と分析しております。

当社は、JPモルガン証券から取得した算定書に記載された算定内容・結果を踏まえつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、本公開買付価格(案)を567,500円と算定しました。そして、当社は、2012年8月9日に、JPモルガン証券より、以上の経緯により算定された本公開買付価格(案)567,500円は、一定の前提条件の下、当社にとって財務的見地より公正である旨のフェアネス・オピニオンを受領し、2012年8月9日、取締役会決議により本公開買付価格を567,500円と決定いたしました。

本公開買付価格である1株当たり567,500円は、当社による本公開買付けの公表日の前営業日である2012年8月8日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の普通取引終値331,000円に対して71.5%(小数点以下第二位を四捨五入、以下本項の%の数値において同じです。)、過去1ヶ月間(2012年7月9日から2012年8月8日まで)の普通取引終値の単純平均値325,864円(小数点以下切捨て、以下本項の%の数値において同じです。))に対して74.2%、過去3ヶ月間(2012年5月9日から2012年8月8日まで)の普通取引終値の単純平均値305,786円に対して85.6%、過去6ヶ月間(2012年2月9日から2012年8月8日まで)の普通取引終値の単純平均値308,972円に対して83.7%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

なお、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、対象者の取締役又は従業員等に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、対象者の役員又は従業員等の地位と関連した条件が設けられております。また、本新株予約権の新株予約権者が、本新株予約権を譲渡(本公開買付けにおける売付けを含みます。)するには、対象者取締役会の承認を要するものとされております。当該条件及び当該譲渡制限により、当社は、本新株予約権を本公開買付けにより買い付けた上で行使することはできないと解されることから、本新株予約権の買付価格

は1個当たり1円と決定いたしました。

(注) 上記に関連して、当社の依頼を受けて算定書及びフェアネス・オピニオンの作成及び提出を行ったJ Pモルガン証券から、開示・免責事項に関して補足説明を受けております。その詳細は、以下の記載をご参照下さい。

J Pモルガン証券は、意見書等のそれぞれの作成・提出及びその基礎となる株式価値の算定を行うにあたり、公開情報、公開買付者若しくは対象者から提出を受けた情報及びその他J Pモルガン証券が検討の対象とした一切の情報について、それらが全て正確且つ完全であることを前提としてこれらに依拠し、その正確性・完全性については独自の調査を行っておりません。また、J Pモルガン証券は、意見書等の作成等にあたり、対象者の株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でJ Pモルガン証券に対して未開示の事実はないことを前提としております。

J Pモルガン証券は、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、対象者及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、これらに関してもいかなる評価書や鑑定書の提出も受けておりません。また、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での対象者の信用力についての評価も行っておりません。

J Pモルガン証券は、公開買付者及び対象者の経営陣によって提出された又はそれらに基づき算出された財務分析及び予測に依拠するにあたり、かかる分析及び予測が、それに関連する公開買付者及び対象者の将来の事業見通しや財務状況について、意見書等の作成日現在において両社の経営陣による最善の予測及び判断に基づいて合理的に作成されていることを前提としております。なお、J Pモルガン証券は、かかる分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明していません。

意見書等は、その作成日現在においてJ Pモルガン証券が入手している情報及び同日現在の経済、金融、市場、及びその他の状況に基づくものであり、その後の事象により意見書等に記載される意見及び算定結果は影響を受けることがあります。J Pモルガン証券は、そのような場合であっても意見書等の内容を修正、変更又は補足する義務を負うものではありません。意見書等は、本公開買付価格（案）が公開買付者にとって財務的見地から公正であることについて意見表明することとどまり、公開買付者のあらゆる種類の有価証券の保有者、債権者、その他の構成員にとって本公開買付けが公正であることについて意見を述べるものではありません。また、意見書等は本公開買付けを含む公開買付者によるいかなる取引実行の是非について意見を述べるものではありません。意見書等は、公開買付者の取締役会が本公開買付けにおいて対象者の株式価値を検討するにあたっての情報提供の目的でJ Pモルガン証券から提供されたものであり、他のいかなる者もこれに依拠することはできません。意見書等は、対象者の普通株式を保有する株主が本公開買付けに関してどのように行動すべきかを推奨するものでもありません。J Pモルガン証券は、対象者の普通株式について、意見書等の作成日以降の将来どのような価格で取引されるかという点について何ら意見を表明しておりません。明示的に意図されている場合を除き、意見書等の内容は、将来起こり得る取引、又は支配権の変更等が発生する若しくはその可能性を伴う取引による影響を考慮したものではありません。J Pモルガン証券は、法務、税務及び会計等の事項にかかる専門家ではなく、それらの点については公開買付者の外部アドバイザーから助言を得てその判断に依拠しております。

J Pモルガン証券は、本公開買付けにおける公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーであり、その業務の対価として公開買付者から報酬を受領しております。また、公開買付者は、J Pモルガン証券が公開買付者から委託されて行う業務から生じ得る一定の責任についてJ Pモルガン証券に補償することに同意しております。また、J Pモルガン証券及びその関連会社は、公開買付者に対して、投資銀行業務サービスを現在まで適宜提供してきており、これらの投資銀行業務サービスに関して報酬を受領しております。

J Pモルガン証券又はその関連会社は、その通常の業務において、公開買付者又は対象者の株式又は債券等の有価証券について自己勘定取引及び顧客勘定取引を行うことがあり、したがって、J Pモルガン証券又は関連会社は、随時これらの有価証券の買持ちポジション又は売持ちポジションを保有する可能性があります。

## ② 算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

当社と対象者は、1995年の対象者の設立当初から、当社グループの提供するエレクトロニクス製

品等やコンテンツ及びその他のサービスと、対象者の接続サービスやポータルサービス、課金・決済等のプラットフォームについて連携を図るなど、当社グループの一員として連携を深めてきました。当社は、インターネット業界における事業環境の変化のスピードに鑑み、対象者がより独立性を高め、独自の運営形態・成長戦略により、その企業価値を向上させていくことがグループ経営の観点からより望ましいとの考えのもと、2005年12月に東京証券取引所マザーズにおいて対象者株式を株式公開し、その後対象者は2008年1月に東京証券取引所市場第一部上場を果たしております。しかし、当社グループを取り巻く事業環境は、劇的かつ急速な変化を続けております。2011年に東日本大震災及びタイの洪水ならびにユーロ圏金融市場混乱の影響を受け、大きく悪化した先進国経済は、米国及び日本に一部回復の兆しが現れたものの、ユーロ圏危機の継続などにより、景気回復の先行きは依然不透明な状況であります。戦略実行のスピードを上げ、更なる総合力の発揮に向けてあらゆる手を打たなければ、今後のグローバル競争に打ち勝つことは困難になっております。

この急激な環境変化の中で、当社は新経営体制の下でコア領域の強化、成長領域への経営資源の移行を進めておりますが、中でもネットワークサービスは、当社が有するハードウェア及びコンテンツの魅力を高めるために欠かせない事業となっております。具体的な取り組みの一つとして、当社では、米国に本拠をおく、SNE Iを当社自身が運営するネットワーク事業の中心に位置付けておりますが、SNE Iの提供するサービスを強化・成長させていくために、当社の様々なハードとの連携や当社グループが既に保有している映画、音楽、ゲームといったコンテンツ資産の積極的な活用に加え、お客様にとって魅力的で新しいメディア・エンタテインメントコンテンツを開発・拡充していくことが重要となっております。特に、コア領域の一つとして定めているモバイル事業においては、この重要性が大変高いものとなっております。対象者とは、これまでも当社グループの一員として、対象者が開発したサービスを当社のハードに搭載する等、様々な連携を図ってまいりましたが、この連携を一層強化しスピーディな事業展開を行っていくことが、益々重要になっております。このような環境下、親会社、子会社及び孫会社の関係にある当社、対象者、及び対象者の主要子会社であるエムスリーが共に上場している現状がある中で、当社と対象者の親子上場関係を解消することにより、当社はコア領域の強化、成長領域への経営資源の移行を一層進めやすくなり、更なる価値の顕在化が進められると考えております。

こうした中で、当社と対象者は、2012年3月2日の当社からの提案を契機として、両社の企業価値をさらに向上させることを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。

その結果、当社及び対象者は、本取引を通じて当社が対象者を完全子会社化することにより、グループ・シナジーの最大化を実現していくことが、対象者の企業価値の向上のみならず、当社グループ全体の企業価値向上のために非常に有益であるとの結論に至り、当社は2012年8月9日、取締役会決議により本公開買付けを実施することを決定し、以下の経緯により本公開買付価格について決定しました。

(1) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、当社のフィナンシャル・アドバイザーでもあるJPモルガン証券に対象者の株式価値の算定を依頼し、2012年8月8日に算定書を取得いたしました。

(2) 当該意見の概要

JPモルガン証券が、算定書において対象者株式の価値を算定するために用いた手法は、市場株価平均法、類似企業比較法及びDCF法です。対象者全体に対して相対的に大きい価値を有するエムスリーの株式及びディー・エヌ・エー株式を対象者が保有していることを考慮の上、それぞれの手法を用いて算定書において示された対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、以下の通りです。

- |     |         |                     |
|-----|---------|---------------------|
| (a) | 市場株価平均法 | : 305,225円~327,000円 |
| (b) | 類似企業比較法 | : 424,008円~597,363円 |
| (c) | DCF法    | : 533,308円~635,147円 |

(3) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った理由

当社は、J Pモルガン証券から取得した算定書に記載された算定内容・結果を踏まえつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、本公開買付価格（案）を567,500円と算定しました。そして、当社は、2012年8月9日に、J Pモルガン証券より、本公開買付価格（案）567,500円は、一定の前提条件の下、当社にとって財務的見地より公正である旨のフェアネス・オピニオンを受領し、2012年8月9日、取締役会決議により本公開買付価格を567,500円と決定いたしました。

また、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、対象者の取締役又は従業員等に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、対象者の役員又は従業員等の地位と関連した条件が設けられております。また、本新株予約権の新株予約権者が、本新株予約権を譲渡（本公開買付けにおける売付けを含みます。）するには、対象者取締役会の承認を要するものとされております。当該条件及び当該譲渡制限により、当社は、本新株予約権を本公開買付けにより買い付けた上で行使することはできないと解されることから、本新株予約権の買付価格は1個当たり1円と決定いたしました。

(買付価格の公正性を担保するための措置)

(1) 対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、その意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を担保し、意思決定の恣意性を排除する観点から、2012年6月20日、対象者及び当社からの独立性の高い以下の委員から構成される第三者委員会を設置した上、第三者委員会に本件委嘱事項を委嘱することを決定したとのことです。

【委員】

- ・委員長 三尾 徹 (対象者社外取締役)  
(現職) 株式会社ミオアンドカンパニー 代表取締役  
オクト・アドバイザーズ株式会社 代表取締役
- ・委員 堀 裕 (有識者)  
(現職) 国立大学法人千葉大学理事・副学長  
内閣府・公益認定等委員会 委員  
千葉大学法科大学院客員教授
- ・委員 服部 暢達 (有識者)  
(現職) 早稲田大学大学院ファイナンス研究科客員教授
- ・委員 相内 泰和 (対象者社外監査役・独立役員)  
(現職) ドイツ銀行 日本における代表者兼東京支店長

【本件委嘱事項】

- ①本公開買付けについて、対象者取締役会が賛同の意見を表明すべきか否かを検討し、対象者取締役会に勧告を行うこと
- ②本公開買付けに関する意見表明に係る賛同決議を対象者取締役会が行うことが、対象者の少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、対象者取締役会に意見を述べること

第三者委員会は、2012年6月26日より同年8月8日まで合計5回開催され、本件委嘱事項についての協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、対象者並びに三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び森・濱田松本法律事務所から、対象者の事業計画、株式価値算定書その他の関連資料等の開示及び当社の提案内容等の説明を受け、質疑応答を行っております。かかる協議及び検討の結果、対象者は、第三者委員会より同年8月9日付で以下の内容の答申を受領したとのことです。

・本件委嘱事項①について

本公開買付けについて、対象者の取締役会が賛成する意見を表明することは相当であると思料する。また、対象者の取締役会が、対象者株式について、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨するとの意見を表明することは相当であると思料する。

・本件委嘱事項②について

本公開買付けに関する決議を対象者の取締役会が行うことが、対象者の少数株主にとって不利益なものであるとはいえないと思料する。

第三者委員会から受領した答申書によれば、第三者委員会が上記の各意見を対象者取締役会に答申する上で、考慮した主要な要素は以下の通りであるとのことです。

- (i) 本公開買付価格は、対象者の直近の株価に対し過去の完全子会社化案件に比して遜色ないプレミアムが付されており、また、対象者株式が東京証券取引所に上場された日以降の全ての日における終値を上回っていること
- (ii) 本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件は、当社と対象者との間で独立当事者間と認められる協議・交渉が複数回行われた結果に基づくものであること
- (iii) 本公開買付価格は、対象者側財務アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券による、DCF分析による対象者株式の価値のレンジには含まれていないものの、類似企業比較分析による対象者株式の価値のレンジに含まれ、また、市場株価分析による対象者株式の価値のレンジの上限を超えており、本公開買付価格の公正性が確保されていると考えられること
- (iv) 当社との交渉過程において、対象者の株主に対して現金か当社の株式を選択する機会を付与するため、当社の株式を対価とする株式交換に先立って、現金を対価とする本公開買付けを実施するスキームとされたこと、対象者における本公開買付けに関する検討及び決定過程において公正性担保のための手続が採られていること、並びに本公開買付けにおける買付け等の期間が比較的長期間に設定されていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること

第三者委員会の各委員はいずれも、当社との間で利害関係を有しておらず、対象者は、第三者委員会の各委員は本取引に関し対象者の少数株主と利益は相反していないと考えているとのことです。

(2) 対象者による株式価値算定書の取得

対象者は、本公開買付価格の評価を行うにあたり、その公正性を担保すべく、対象者及び当社から独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対して対象者の株式価値の算定を依頼し、2012年8月9日付で三菱UFJモルガン・スタンレー証券から株式価値算定書を取得したとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券による対象者の株式価値の算定結果は、以下の通りとのことです。

市場株価分析	:	1株当たり株式価値	305,786円～331,000円
類似企業比較分析	:	1株当たり株式価値	551,433円～731,971円
DCF分析	:	1株当たり株式価値	702,484円～1,030,956円

市場株価分析では、2012年8月8日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日の終値(331,000円)、直近1ヶ月の終値平均値(325,864円)及び直近3ヶ月の終値平均値(305,786円)を基に、対象者株式1株当たりの価値の範囲を305,786円から331,000円までと分析しているとのことです。

類似企業比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、対象者株式1株当たりの価値の範囲を

551,433円から731,971円までと分析しているとのことです。

DCF分析では、対象者の事業計画、対象者のマネジメントに対するインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した2013年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの価値の範囲を702,484円から1,030,956円までと分析しているとのことです。対象者の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。なお、対象者株式価値の構成要素であるエムスリー株式の株式価値について、上記では税効果を考慮しておりませんが、参照情報として税効果を考慮した場合、DCF分析に基づく対象者株式1株当たりの価値は、537,780円から753,253円までと分析しているとのことです。

(注)上記に関連して、対象者の依頼を受けて株式価値算定書の作成並びに提出を行った三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、開示・免責事項に関して補足説明を受けているとのことです。その詳細は、以下の記載をご参照下さい。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、上記の株式価値算定書の提出及び株式価値算定書における対象者の株式価値の分析・算定に際し、対象者から提供を受け又は対象者と協議した情報、三菱UFJモルガン・スタンレー証券が検討の対象とした又は三菱UFJモルガン・スタンレー証券のために検討されたその他一切の情報、及び一般に公開された情報が、全て正確かつ完全なものであること、また対象者の株式価値の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実で三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対して未開示の事実はないことを前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません(また、独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません)。

また、対象者とその関係会社の資産及び負債(簿外資産、負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関からの鑑定又は査定の提供を受けておりません。加えて、対象者の事業、業務、財務状況、見通し及びシナジー効果に関する情報については、対象者の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。そして、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、かかる分析若しくは予測(シナジー効果を含みます。)又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。

なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の株式価値算定書及び分析は、対象者の取締役会の参考のために提出されたものであり、対象者の取締役会が本公開買付けの検討に関して使用するためその便宜のためにのみ作成されており、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできません。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本公開買付け価格が対象者の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見を表明するものではなく、対象者の株主に対して、本公開買付けに関して応募すべきか否かについて何らかの意見表明や推奨を行うものではありません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券の株式価値算定書及び分析は、同算定書の日付前日の金融、経済、為替、市場その他の条件及び情勢を前提としており、かつ、同日現在において三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手可能な情報に基づくものです。分析の基準時以降に発生する事象が分析の内容に影響を与える可能性があり、あるいは当該時点において分析の内容に与える影響が明らかではない事象がありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、その分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。

本公開買付けに関し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、そのサービスに対し、対象者からその相当部分について本公開買付けの完了を条件とする手数料を受領いたします。

### (3) 法律事務所からの助言

対象者は、対象者及び当社から独立した対象者の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本公開買付けに関する手続の適法性、本公開買付けに関する対象者取締役会的意思決定の方法及び過程の公正性についての助言を受け、当社が提案した本取引を対象者が受け容れるための条件、本公開買付けの具体的な条件及び手続、実施時期等の諸条件について慎重に検討したとのことです。

### (4) 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

対象者は、当社からの本取引に関する説明、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書、森・濱田松本法律事務所からの法的助言、第三者委員会の答申の内容等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討したとのことです。

その結果、対象者は、(i)本公開買付けを含む本取引を通じて当社が対象者を完全子会社化することにより、対象者の企業価値が向上する可能性があること、(ii)本公開買付け価格が不公正なものであ

るとはいえず、むしろ、本公開買付価格は、対象者の直近の株価に対し他の完全子会社化案件に比しても遜色ないプレミアムが付されていること、及び、本公開買付価格が、対象者株式が東京証券取引所に上場された日以降の全ての日における終値を上回っており、ほぼ全ての株主にとって取得価格よりも高い価格であると考えられること等を勘案し、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。本新株予約権については、対象者及び対象者の子会社の役員や従業員に対するインセンティブとして付与したものであり、当社が本新株予約権を取得しても行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねることとしたとのことです。以上の理由により、対象者の取締役7名のうち、後記の栗原宏氏及び石黒美幸氏を除く取締役5名の全員一致により、対象者は、2012年8月9日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねる旨を決議したとのことです。

また、当該取締役会では、対象者の監査役3名のうち、後記の角文雄氏を除く監査役2名はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、当社から本完全子会社化に関する提案がなされた2012年3月2日以降、対象者の取締役7名のうち、当社の従業員である栗原宏氏及び当社の法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所に所属している石黒美幸氏は、本取引について、利益が相反するおそれがあることから、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記取締役会における本公開買付けに関する意見表明に係る審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議・交渉には参加していないとのことです。また、対象者の監査役3名のうち、当社の従業員である角文雄氏は、本取引について、利益が相反するおそれがあることから、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記取締役会における本公開買付けに関する意見表明に係る審議に参加しておらず、当該取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えているとのことです。

#### (5) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社と対象者は、当社以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っていません。

なお、当社は、本公開買付期間を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い29営業日に設定しています。

### ③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるJPモルガン証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

#### (5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
107,772株	—株	—株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数である107,772株です。なお、当該最大数は、対象者が平成24年8月7日に提出した第18期第1四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在の発行済株式総数(255,538株)に、対象者が平成24年6月21日に提出した第17期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の本新株予約権の目的となる対象者株式の数の最大数(904株、以下「本新株予約権対象株式数」といいます。なお、対象者によれば、平成24年3月31日から同年6月30日の間に本新株予約権の数に変動はありません。)を加え、本日現在公開買付者が所有する株式数(116,560株)及び本公開買付けに応募する予定

のない株式会社ソニーファイナンスインターナショナルが所有する株式数（32,110株）を控除した株式数（107,772株）になります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。なお、本日現在、対象者が所有する自己株式はありません。

(注4) 公開買付け期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により交付される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。

#### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	116,560 個	(買付け等前における株券等所有割合 45.45%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	32,464 個	(買付け等前における株券等所有割合 12.66%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	107,772 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	255,538 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数（107,772 株）に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等（ただし、本公開買付けに応募する予定のない株式会社ソニーファイナンスインターナショナルが所有する株式数（32,110 株）を除きます。）も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（ただし、本公開買付けに応募する予定のない株式会社ソニーファイナンスインターナショナルが所有する株式数（32,110 株）に係る議決権の数（32,110 個）は除きます。）は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 24 年 8 月 7 日に提出した第 18 期第 1 四半期報告書に記載された平成 24 年 6 月 30 日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本新株予約権及び新株予約権の行使により交付される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成 24 年 6 月 21 日に提出した第 17 期有価証券報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の本新株予約権対象株式数に係る議決権の最大数（904 個）を加えて、分母を 256,442 個として計算しております。なお、対象者によれば、平成 24 年 3 月 31 日から同年 6 月 30 日の間に本新株予約権の数に変動はありません。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### (7) 買付代金 61,161 百万円

(注) 買付代金は、買付予定数（107,772 株）に 1 株当たりの買付価格（567,500 円）を乗じた金額を記載しております。

#### (8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日

平成 24 年 9 月 27 日（木曜日）

なお、法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成 24 年 9 月 28 日（金曜日）となります。

### ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

### ④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買い付けなかった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式については、応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株式を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。）。新株予約権については、新株予約権の応募に際して提出された書類をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

## (9) その他買付け等の条件及び方法

### ① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は応募株券等の全部の買付けを行います。

### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 3 号イないしチ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事実として、以下の事実のいずれかに該当する場合があります。

(i) 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合

(ii) 対象者の重要な子会社に令第 14 条第 1 項第 3 号イからリまでに掲げる事実が発生した場合  
撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

### ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

### ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。

ます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください（公開買付けに応募した際に公開買付代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付してください）。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到着することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

（その他の野村証券株式会社全国各支店）

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第 27 条の 8 第 11 項ただし書きに定める場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成 24 年 8 月 10 日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

野村証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

#### (1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針等については前記「1. 買付け等の目的等」をご参照ください。

#### (2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けに対象者の全株主（当社グループを除く）が応募した場合、当社の買付け金額は約 600 億円となります。なお、本公開買付け及びその後の株式交換にともない、2012 年度においてソニーの当社株主に帰属する当期純利益の若干の増加を見込んでいますが、2012 年 8 月 2 日に公表したソニーの 2012 年度連結業績見通しに与える影響は軽微です。

### 4. その他

#### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、(i)本公開買付けを含む本取引を通じて当社が対象者を完全子会社化することにより、対象者の企業価値が向上する可能性があること、(ii)本公開買付け価格が公正なものではないと見なされること、及び、本公開買付け価格が、対象者株式が東京証券取引所に上場された日以降の全ての日における終値を上回っており、ほぼ全ての株主にとって取得価格よりも高い価格であると考えられること等を勘案し、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。本新株予約権については、対象者及び対象者の子会社の役員や従業員に対するインセンティブとして付与したものであり、当社が本新株予約権を取得しても行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付け価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねることとしたとのことです。以上の理由により、対象者は、2012 年 8 月 9 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねる旨を決議したとのことです。

なお、「公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程」及び「利益相反を回避する措置の具体的内容」については、前記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針」及び「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

#### (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、平成 24 年 8 月 9 日付「平成 25 年 3 月期配当予想の修正に関するお知らせ」に記載の通り、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成 25 年 3 月期の配当予想を修正し、同期の剰余金の配当（中間配当を含む）を行わないことを決議したとのことです。

以上

#### 【インサイダー規制】

本報道発表文に含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項、第 4 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本報道発表文の発表から 12 時間を経過するまでは、ソネットエンタテインメント株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

#### 【勧誘規制】

本報道発表文は、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本報道発表文は、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘又は購入申込み若しくは勧誘に該当するものでも、その一部を構成するものでもなく、本報道発表文（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

#### 【その他の国】

国又は地域によっては、本報道発表文の発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

#### 【対象者の米国株主を対象とする情報】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。米国証券取引委員会及び米国の州の証券当局は、本公開買付けを承認し又は不承認とするものではなく、また、本公開買付けの実体若しくは公正性又は本報道発表文の免責条項の十分性若しくは正確性について意見を述べるものではありません。この点と相容れない表明は、米国において刑事上の違法行為となります。

#### 【日本語の優先】

本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

#### 【将来予測】

本報道発表文中の記載には米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）第 27A 条及び米国取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 21E 条において定義された「将来に関する記述」が含まれています。「将来に関する情報」は、公開買付者及び対象者のそれぞれの事業、財政状態及び経営成績に関する期待、仮定、想定及び予測を含んでおり、また今般予定されている本公開買付け、株式交換及びこれらにともなう公開買付者グループと対象者グループの事業統合並びに本公開買付け、株式交換及び事業統合から生じる利得についての計画及び予想も含んでいます。本報道発表文中に記載されている「確信」、「期待」、「計画」、「戦略」、「見込み」、「想定」、「予測」、「予想」、「目的」、「意図」、「可能性」やその類義語は将来に関する情報を示しています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはありません。本報道発表文中の「将来に関する記述」は、本日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。投資家の皆様におかれましては、公開買付者が米国取引所法に基づく今後の米国証券取引委員会への届出等において行う開示をご参照ください。

なお、上記のリスク、不確実性及びその他の要因には、次のものが含まれますが、これらに限られるものではありません。

- (1) ソニーの事業領域を取り巻くグローバルな経済情勢、特に消費動向
- (2) 為替レート、特にソニーが極めて大きな売上、生産コスト、又は資産・負債を有する米ドル、ユーロ又はその他の通貨と円との為替レート
- (3) 激しい価格競争、継続的な新製品や新サービスの導入と急速な技術革新や、主観的で変わりやすい顧客嗜好などを特徴とする激しい市場競争の中で、充分なコスト削減を達成しつつ顧客に受け入れられる製品やサービス（液晶テレビ、ゲーム事業のプラットフォーム、スマートフォンを含む）をソニーが設計・開発し続けていく能力
- (4) 技術開発や生産能力増強のために行う多額の投資を回収できる能力及びその時期
- (5) 市場環境が変化する中でソニーが事業構造の改革・移行を成功させられること
- (6) ソニーが金融を除く全分野でハードウェア、ソフトウェア及びコンテンツの融合戦略を成功させられること、インターネットやその他の技術開発を考慮に入れた販売戦略を立案し遂行できること
- (7) ソニーが継続的に、研究開発に十分な資源を投入し、設備投資については特にエレクトロニクス事業において投資の優先順位を正しくつけて行うことができること
- (8) ソニーが製品品質を維持できること

- (9) ソニーと他社との買収、合併、その他戦略的出資の成否を含む（ただし必ずしもこれらに限定されない）ソニーの戦略及びその実行の効果（最近の Sony Ericsson Mobile Communications AB の買収など）
- (10) ソニーが、需要を予測し、適切な調達及び在庫管理ができること
- (11) 係争中又は将来発生しうる法的手続き又は行政手続きの結果
- (12) 生命保険など金融商品における顧客需要の変化、及び金融分野における適切なアセット・ライアビリティ・マネージメント遂行の成否
- (13) (市場の変動又はボラティリティを含む) 日本の株式市場における好ましくない状況や動向が金融分野の収入及び営業利益に与える悪影響
- (14) 東日本大震災とそれにともなう原発事故やタイの洪水を含む、大規模な災害などに関するリスク
- (15) 必要とされる株主総会の承認又は政府の許可を関係者が取得できないことその他の理由により本株式交換を完了できないこと
- (16) 株式交換により想定される利益の実現の難航
- (17) ソニーの事業活動に悪影響を及ぼすその他の事象

#### 【Form F-4 による登録届出書】

公開買付者は、公開買付者と対象者との間の対象者株式についての株式交換にともない、Form F-4 による登録届出書を米国証券取引委員会 (SEC) に提出する可能性があります。Form F-4 を提出することになった場合、その内容には、目論見書 (prospectus) 及びその他の文書が含まれることとなります。公開買付者が Form F-4 を提出し、その効力が発生した場合、株式交換に係る議決権行使が行われる予定である対象者の株主総会の開催日前に、Form F-4 の一部として提出された目論見書が対象者の米国株主に対して発送される予定です。Form F-4 を提出することになった場合、Form F-4 及び目論見書には、公開買付者及び対象者に関する情報、株主交換の条件を含む株式交換に関する情報並びにその他の関連情報などの重要な情報が含まれることとなります。対象者の米国株主におかれましては、株主総会において株式交換に係る議決権を行使される前に、株式交換に関連して SEC に対して提出される可能性のある Form F-4、目論見書及びその他の文書を十分お読み頂きますようお願いいたします。Form F-4、目論見書及びその他の株式交換に関連して SEC に提出される全ての文書は、提出後に SEC のホームページ ([www.sec.gov](http://www.sec.gov)) にて無料で公開されます。なお、かかる書類につきましては、お申し込みに基づき、無料にて配布いたします。配布のお申し込みは下記記載のお問い合わせ先にて承ります。

お問い合わせ先

ソニー株式会社 IR 部門 部門長 橋谷 義典

〒108-0075 東京都港区港南 1-7-1

電話(03)6748-2111 (代表)